

平31福長第2647号  
令和元年10月25日

各  
〔訪問型サービス事業所〕  
〔通所型サービス事業所〕 御中  
〔地域包括支援センター〕  
〔居宅介護支援事業所〕

秋田市長 穂 積 志  
( 公 印 省 略 )

令和元年10月からの介護予防・日常生活支援総合事業について（通知）

日頃から、本市の高齢者福祉および介護事業について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、標記の件につき、消費税増税に対する対応や、基準を緩和した訪問型サービス（訪問型サービスA）への移行期間終了などに伴い、秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正など規定の整備を行いました。

詳細は別記のとおりとなりますので、事業所内での周知等を図り、適正な事業運営やサービス提供を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知の施行に伴い、平成30年10月からの介護予防・日常生活支援総合事業について（平30福長第2290号通知）は廃止します。

記

施行年月日 令和元年10月1日

担 当 秋田市福祉保健部長寿福祉課  
在宅サービス担当  
直 通 018-888-5668  
F A X 018-888-5667

## 別記

令和元年10月からの介護予防・日常生活支援総合事業について

- (略称) 実施要綱…秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱  
基準要綱…秋田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備および運営ならびに指定事業者による第一号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱  
従前相当サービス…総合事業の介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービスの総称  
老計第10号…訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）

### 1 従前相当サービス 【実施要綱別表1】

#### (1) 共通

- ・消費税増税に伴う単位の引上げ  
改正後の単位については、サービスコード表を参照すること。

#### (2) 訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）

- ・サービス内容に身体介護を含む場合のみ、報酬請求が可能。  
生活援助のみの場合でも算定可とした経過措置は、令和元年9月で終了。  
※介護予防ケアマネジメントにおいて、身体介護が必要であると判断され、かつ介護予防・サービス支援計画に必要な旨が明記された場合にのみ算定可能。  
※サービス事業者は、介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない。

【基準要綱第33条】

※介護福祉士等の有資格者に限られ、生活援助従事者研修や訪問型サービスA従事者研修の修了者等は従事できない。

※身体介護と生活援助の区分は、老計第10号の区分による。

- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）の創設  
算定要件は、以下の要件の他は訪問介護と同様である。  
（Ⅰ）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していること。

#### (3) 通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）

- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）の創設  
算定要件は、（地域密着型）通所介護と同様である。

## 2 訪問型サービスA

介護予防訪問介護相当サービスから基準を緩和し、老計第10号の生活援助のみを実施するサービスとして実施

### (1) 報酬 【実施要綱別表2】

ア 回数単価 224単位（月額包括報酬の設定なし）

イ 算定回数の限度

①事業対象者、要支援1 月5回まで

②要支援2 月10回まで

※介護予防ケアマネジメントにより必要性が認められた場合のみ、①は月10回まで、②は月15回まで算定可。

※サービス事業者は、介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない。

【基準要綱第50条（同要綱第33条を準用）】

ウ サービス提供の標準時間 1回あたり45分以上60分以内

エ 加算 初回加算（200単位）のみ算定可

### (2) 基準

人員について、介護予防訪問介護相当サービスと異なる部分のみを記載

ア 従事者の員数 必要数 【基準要綱第44条第1項】

イ 資格要件

介護予防訪問介護相当サービスの訪問介護員等の有資格者のほか、以下の研修修了者も従事が可能

- ・生活援助従事者研修の修了者（都道府県が実施）
- ・入門的研修の修了者（都道府県または市町村が実施）

※基礎講座と入門講座の両講座を修了していることが要件。

- ・市が定める訪問型サービスA従事者研修の修了者

【基準要綱第44条第2項】

※市が定める研修は、訪問型サービスAの指定事業者（指定申請中の事業者を含む）も実施可能。なお、事業者が実施する場合の手続については、平成30年9月14日付通知「介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスA）従事者研修を事業者が実施する場合の要件・手続について」を参照。

ウ サービス提供責任者 専従する従事者から1人以上

※訪問介護または介護予防訪問介護相当サービス事業所と一体的に運営している場合は、別途規定あり。 【基準要綱第44条第3項～第7項】

エ 管理者 専従（サービス提供責任者との兼務可）

※訪問介護または介護予防訪問介護相当サービス事業所と一体的に運営している場合は、別途規定あり。 【基準要綱第45条】

**(参考) 指定の有効期間の特例**

同一類型（訪問系、通所系）のサービス事業所が一体的に運営されている場合、指定の有効期間を同一とすることが可能

ア 総合事業の事業者指定の有効期間満了日が、介護給付の事業者指定の有効期間満了日より後の場合

→ 介護給付の事業者指定の有効期間満了日と同日とすることが可能

【実施要綱第8条第4項、資料1-ケース1】

イ 総合事業の事業者指定の有効期間満了日が、介護給付の事業者指定の有効期間満了日より先の場合

→ 介護給付の事業者指定開始（又は更新）日に従前相当サービスの指定の更新が行われたとみなし、介護給付の事業者指定の有効期間満了日と同日とすることが可能（総合事業の事業者指定の開始（更新）日の翌日から1年以内に限る）

【実施要綱第8条第5項、資料1-ケース2】

ウ 訪問型サービスAの事業者指定の有効期間満了日が、介護予防訪問介護相当サービスの事業者指定の有効期間満了日より後の場合

→ 介護予防訪問介護相当サービスの事業者指定の有効期間満了日と同日とすることが可能

【実施要綱第8条第6項、資料1-ケース3】

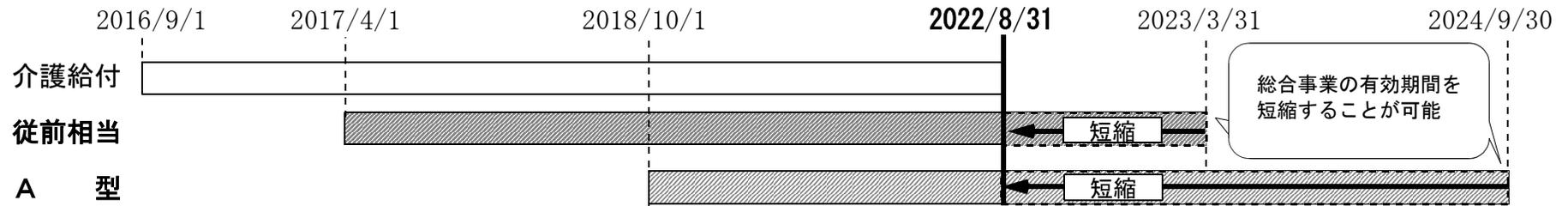
※注1 いずれの場合も、事業者からの申出が必要

※注2 いずれの場合も、市は変更後の有効期間に関する通知は発出しない

資料 1

総合事業と介護給付を一体的に実施している事業所における総合事業事業者指定の有効期間の特例

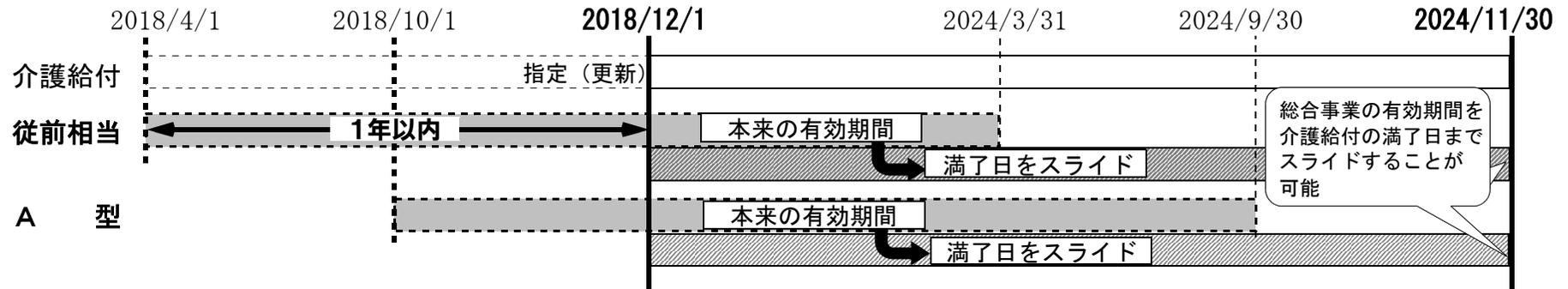
ケース 1 総合事業の事業者指定（更新）日が、介護給付の事業者指定（更新）日より遅い場合



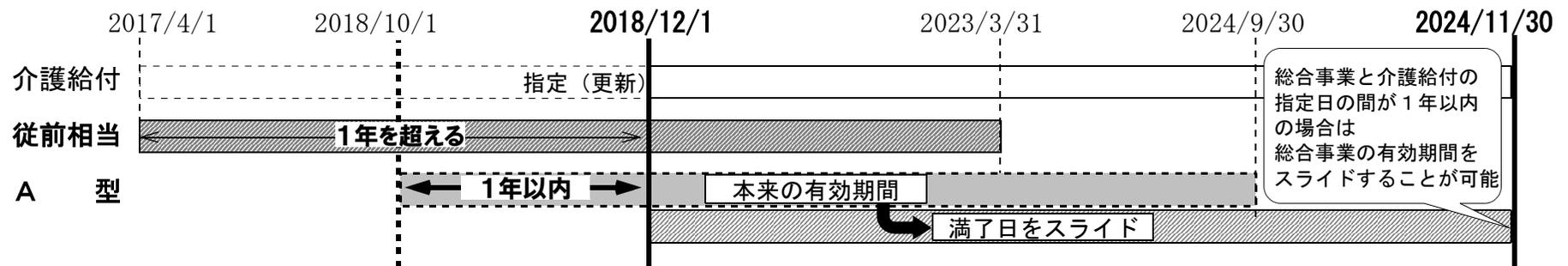
※従前相当とA型を入れ替えた場合でも同じ

ケース 2 総合事業の事業者指定（更新）日が、介護給付の事業者指定（更新）日より早い場合

(1) 指定日が①従前相当→②A型→③介護給付 かつ ①と③の指定日が1年以内



(2) 指定日が①従前相当→②A型→③介護給付 だが ①と③の指定日が1年を超え、②と③の指定日は1年以内の場合



※ (1) (2) とも従前相当とA型を入れ替えた場合でも同じ

ケース3 A型の事業者指定（更新）日が、従前相当サービスの事業者指定（更新）日より遅い場合

